

議案第2号

北名古屋市情報公開・個人情報保護審査会条例及び北名古屋市行政不服審査会条例の一部改正について

北名古屋市情報公開・個人情報保護審査会条例及び北名古屋市行政不服審査会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和5年2月24日提出

北名古屋市長 太田考則

提案理由

この案を提出するのは、北名古屋市議会個人情報保護条例の制定に伴い、北名古屋市情報公開・個人情報保護審査会及び北名古屋市行政不服審査会の所掌事務を追加するため、関係条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市情報公開・個人情報保護審査会条例及び北名古屋市行政不服審査会条例の一部を改正する条例

(北名古屋市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

第1条 北名古屋市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成18年北名古屋市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条中「及び北名古屋市個人情報の保護に関する法律施行条例」を「、北名古屋市個人情報の保護に関する法律施行条例」に改め、「第2条第2項に規定する実施機関」の次に「及び北名古屋市議会個人情報保護条例（令和5年北名古屋市条例第 号。以下「議会個人情報保護条例」という。）第1条に規定する議会」を加える。

第3条第1項に次の1号を加える。

(3) 議会個人情報保護条例第50条の規定による諮問に応じ調査審議すること。

(北名古屋市行政不服審査会条例の一部改正)

第2条 北名古屋市行政不服審査会条例（平成28年北名古屋市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(4) 北名古屋市議会個人情報保護条例（令和5年北名古屋市条例第 号）第45条の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。